

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00301172

2024年7月18日

発信課	子育て支援部子育て助成課
担当者	佐藤 浩史
連絡先	電 話 内線5292
	F A X 0166-26-5722
	E-mail kosodatejosei@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [○] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 []
日 程	令和6年8月1日 ～令和6年9月30日
発表項目 (行事名)	旭川市給付型奨学金（高校）の受付開始
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	高等学校等の1年生のお子さんを持つご家庭を対象に、申込のあった方に学校区分に応じて奨学金を支給します。 ※市・道民税の課税世帯対象（年収の目安：250～350万円） ○給付金額 国公立：6万円，私立：7万円，通信制：3万円 ○主な支給要件 保護者の道・市民税の税額控除前所得割額の合計が100円以上85,500円未満であること等（生活保護世帯及び非課税世帯は，北海道の奨学給付金の対象となります） ○申込・受付期間 令和6年8月1日（木）から9月30日（月）まで
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	

給付型奨学金（高校）のご案内

※市・道民税の課税世帯対象（年収の目安：250～350万円）

高等学校等の1年生のお子さんを持つ御家庭を対象に、申込のあった方に学校区分に応じて奨学金を支給します。（予算の範囲内のため、支給とならない場合もあります。）

給付対象

高校1年生の保護者で右の給付要件を全て満たす方

給付金額

【国公立】60,000円

【私立】70,000円

【通信制】30,000円

申込・受付期間

令和6年**8月1日(木)**から
9月30日(月)まで
<受付時間>
平日、8時45分から17時15分まで

給付要件

支給を受ける保護者について

- ・申請年の1月1日から7月1日（基準日）までの間、継続して本市に住所を有していること
- ・基準日において生活保護法に規定する高等学校等就学費を受給していないこと
- ・旭川市奨学金、入学仕度金の滞納がないこと
- ・市税の滞納がないこと
- ・申請年度分の道府県民税及び市町村民税の税額控除前所得割額の合計が100円以上85,500円未満であること

生徒について 【高校1年生】

- ・申請年度において、本市内若しくは近隣8町※の高校等又は通信制高校等に入学し、基準日現在も在学していること
- ・申請年度末で18歳以下
- ・申請年の1月1日において、本市に住所を有していること

※上川郡鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町

申込方法

次の提出書類を子育て助成課まで**持参**又は**郵送**してください。

【宛先】〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階

旭川市子育て支援部 子育て助成課 奨学金担当 宛

※郵送の場合、受付期間内の消印日有効

提出書類

- ① 給付型奨学金（高等学校等）支給申請書（規則様式第1号）
- ② 口座振替依頼書（要綱様式第3号）
- ③ 在学証明書
（7月1日以降の日付で生徒が在学している高校等に申請して取得してください。）
- ④ 納税証明書（市税の滞納のないこと）
（市役所総合庁舎3階税制課税2番窓口もしくは各支所にて取得してください。）
両親の場合は、2名分必要。窓口で『完納証明』とお伝えください。
※ ①、②の書類は、子育て助成課窓口で配布するほか、市ホームページからも印刷可能です。
※ 生徒や保護者に旭川市外の住所の方がいる場合は、別途**住民票**が必要。
※ 保護者が旭川市外で課税されている場合は、別途**課税証明**が必要です。

支給時期：11月末（予定）

※ 中学校、高校等、教育委員会へのお問い合わせは御遠慮ください。

【裏面に続く】



このQRコードから旭川市の奨学金情報のページをご覧ください！

<お問い合わせ>

旭川市子育て支援部子育て助成課 奨学金担当
旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階
電話：0166-25-9107

e-mail：kosodatejosei@city.asahikawa.lg.jp

道府県民税及び市町村民税の所得割額（税額控除前）の確認方法

給付要件にある「道府県民税及び市町村民税の税額控除前所得割額」については、市町村が毎年5月に発行する

- ①「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」、又は6月に発行する
- ②「市民税・道民税・森林環境税 税額決定納税通知書」のいずれかで確認できます。

①「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」

市民税 道民税 森林環境税 特別徴収税額	税額控除前所得割額④	6月分	
	税額控除額⑤	7月分	
	所得割額⑥	8月分	
	均等割額⑦	9月分	
	税額控除前所得割額④	10月分	
	税額控除額⑤	11月分	
	所得割額⑥	12月分	
	均等割額⑦	1月分	
	市民税・道民税の④の合計	2月分	
	控除不足額⑩	4月分	
	既充当・既委託納付額⑪	5月分	
	既納付額⑫		
	差引納付額⑬⑭⑮⑯		

②「市民税・道民税・森林環境税 税額決定納税通知書」

年度 市民税・道民税・森林環境税 課税明細書(2)

区	分	課税標準額	税率	市民税額	道民税額
総所得		円	9	円	円
山林所得		円		円	円
肉用牛の売却価額		円		円	円
短期一般分譲		円	11	円	円
長期一般分譲		円		円	円
特定資産分譲		円		円	円
軽課資産分譲		円		円	円
株式等の譲渡所得		円		円	円
上場株式等の配当等		円		円	円
先物取引		円		円	円
算出所得割額合計				円	円
調整控除額				円	円
配当控除額				円	円
住宅借入金等特別控除額				円	円
寄附金税額調整額・外国税				円	円
税額控除額				円	円
所得割額 ①				円	円
均等割額 ②				円	円
森林環境税額 ③				円	

これらは、旭川市発行の各通知書の抜粋ですが、太枠の数字が要件（100円以上85,500円未満）を満たしている場合に限り申込可能です。父母ともに0円の方、これらの通知書が届いていない方は、市・道民税が非課税のため対象ではありません。
※ 所得・課税証明書では確認できませんので留意願います。

【よくある質問】

Q1. 申込みや支給にあたって子どもの成績要件はありますか？

A1. お子さんの成績は一切問いません。

Q2. 我が家には、高校1年生の双子の子どもがいます。入学したら2人とも受給対象になりますか？

A2. 支給要件を満たしていれば、2人とも支給対象となります。

Q3. 給付要件の「高校等又は通信制高校等」の範囲を教えてください。

A3. 公立又は私立高等学校（定時制課程を含む）、国立高等専門学校、通信制の高等学校及び専修学校のほか、准看護師、理美容師養成並びに調理師免許取得のための学校も含みます。

Q4. 道府県民税及び市町村民税の所得割額（税額控除前）は何で確認できますか？

A4. 毎年5～6月に市町村が発行する、市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書、普通徴収の納入通知書に記載していますので、お手元の書類をご確認ください。※対象の場合、必要書類となりますので必ず保管してください。

Q5. アルバイトをしている大学生、年金受給中の祖父母を含めた6人世帯です。所得割額は、大学生の子どものアルバイト代と祖父母の年金も合算するのですか？

A5. 所得割額は、対象となる子ども（高校1年生）を実際に養育している保護者等のみの所得により算定しますので、大学生のアルバイト代や祖父母の年金収入は含まれません。なお、夫婦共働きの場合は、それぞれの額を合算した額になります。

Q6. 夫は数年前から市外に単身赴任ですが申込みできますか？

A6. 保護者のどちらか一方の住民登録が、申請年の1月1日から7月1日まで継続して旭川市にあれば申し込むことができます。

Q7. 保護者は旭川市外の町民ですが、子どもが今年から旭川市内の高校に進学し、祖父母宅から通学する予定です。祖父を「保護者等」として申込みできますか？

A7. 申請年の1月1日時点で保護者やお子さんの住民登録が市外にある場合は、支給対象となりません。

Q8. なぜ非課税世帯は対象にならないのですか？

A8. 非課税世帯（控除前所得割額非課税）世帯の方は、北海道又は北海道教育委員会の「奨学のための給付金」の対象となり、そちらで給付を受けられるためです。本制度は、その「奨学のための給付金」の対象とならない方向けのものとなります。なお、所得割額は非課税で「均等割額のみ課税」（納付書払いや給料天引きでの支払回数が1回で、税額が5,000円）の方も本制度の対象ではなく、「奨学のための給付金」の方で対象となります。